

府有建築物の耐震化の取り組みについて（概要）

(1)対象施設

(H30.3.31 現在)

特定建築物及び準特定建築物¹（5,057 棟）のうち、
現行の建築基準法と同等の耐震性能に満たない施設（501 棟）

(2)耐震化の目標

府有建築物 平成 32 年度までに 95%以上
うち災害時に重要な機能を果たす建築物 平成 30 年度までに 100%

(3)耐震化の進め方

- 災害時に重要な機能を果たす建築物は、速やかに耐震化を完了させる。
- 府営住宅は、耐震改修や建替えの事業を最重点の取り組みとし、「大阪府営住宅ストック総合活用計画」に基づき、引き続き積極的に耐震化を推進する。
- その他の一般建築物のうち、事業中及び計画策定中の建築物については、速やかに耐震化を完了させる。事業方針が未確定の建築物については、早期事業化に向け取組む。
なお、「府有建築物耐震化事業計画」により個別の進捗管理を行い、早期耐震化完了をめざす。

(府立学校の耐震化率：H28 年 3 月末現在 100%)

(4)耐震化率

建物用途	総棟数	耐震性能区分 A	耐震性能区分 B、C、D	耐震化率 (%)
	(X)	(Y)	(Z)	(Y) / (X)
災害時に重要な機能を 果たす建築物	369	368	1	99.7
(対象施設) 本庁舎、府民センター、警察施設、病院、保健所、避難所（府立学校等）等				
府立学校（避難所を除く）	1,239	1,239	0	100.0
(対象施設) 府立高校、府立支援学校				
府営住宅	3,259 (123,153戸)	2,774 (108,618戸)	485 (14,535戸)	85.1 (88.2)
(対象施設) 高層住宅、中層住宅等*				
その他の一般建築物	190	175	15	92.1
(対象施設) 府税事務所、福祉・青少年施設、 公園施設、警察待機宿舎等 (未診断4棟含む)				
府有建築物全体	5,057	4,556	501	90.1

耐震性能区分 A：耐震性能を満たすもの

耐震性能区分 B、C、D（府営住宅のみ）：耐震性能を満たさないもの

※1 区分の詳細は「府有建築物の耐震性能と進捗状況」の各リンク先を参照してください。

※2 棟数は、建築物の新築・用途廃止・用途変更・建替・耐震改修等により、毎年変動します。

1 準特定建築物 特定建築物以外で、下記条件を満たす施設
災害時に重要な機能を果たす建築物：規模関係なく全て
府立学校：非木造 2 階以上又は 200 m²以上
府営住宅：住棟
その他の一般建築物：福祉施設や青少年施設等、特定建築物と準じると
判断される建築物で、原則 2 階以上かつ 200 m²以上